

宮銀カード特約

第1条 (名称) 本カードは、株式会社宮崎銀行(以下「当行」という。)と株式会社ジェーシーピーおよび宮銀カード株式会社(以下併せて「JCB」という。)が提携して発行するもので、「宮銀カード」(以下「本カード」という。)と称します。

第2条 (会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当行およびJCBが入会を認めた方を会員(以下「会員」という。)とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条 (提供サービスと利用) 1.当行が提供するサービスおよびその内容については、当行が書面その他の方法により通知または公表します。

2.会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当行が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。3.当行が必要と認めた場合には、当行はサービスおよびその内容を変更することがあります。4.会員は、当行が提供するサービスを受ける場合、当行所定の方法により利用するものとします。

第4条 (会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除) 1.会員および入会を申し込まれた方(以下併せて「会員等」という。)は、当行が会員等の個人情報(本項(1)に定めるものをいう。)につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)当行のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、職業、カード利用目的等、会員等が入会申込時および第5条において会員が届け出た事項 ②入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容 ③本カードの利用内容(第6条において共有する情報) (2)宣伝物の送付等当行の営業に関する案内をする目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当行は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。) (3)当行の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。2.会員等は、当行に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の請求は本特約末尾に記載する窓口に連絡するものとします。) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当行はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条 (届出事項の共有) 会員が、当行またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、職業、カード利用目的等について変更があり、当行またはJCBの一方に対して変更の届出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、当行およびJCBの間で共有することに、会員は予め同意するものとします。

第6条 (利用内容の共有) 1.会員は、当行が会員に対して会員の本カードの利用内容に応じた当行商品の優遇サービス等、当行のサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、JCBと当行において共有することに予め同意するものとします。2.会員は、JCBが会員に対して会員の当行の取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当行の取引内容を、当行とJCBにおいて共有することに予め同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示・訂正・削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第7条 (会員資格の喪失) 会員がJCBの会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第8条 (終了・中止・変更) 1.当行とJCBは、予告なしに、いつでも本カードまたはサービスを終了もしくは中止し、または内容の変更をすることができるものとし、会員は予めその旨承諾するものとします。2.本カードの内容は、日本国の法律の下に規制されることがあります。

第9条 (本特約の優越) JCBが別途定める会員規約などあらゆる規約と本特約の内容が一致しない場合には、本特約が優先されるものとします。

<お問い合わせ窓口>

宮銀カード株式会社

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1-7-4

0985-60-6800

(TK162000・20190212)

JCB LINDA会員特約

第1条 (カード) 本カードは「JCB LINDA」(以下「本カード」という)といたします。

第2条 (年会費等) 1.会員は、当社が通知するまで本カードの年会費を免除されるものとします。2.前項にかかわらず、会員は月ごとに当社が通知または公表するデータ維持料を支払うものとします。ただし、会員が次の①②のいずれかの条件を満たす場合、または当社が特に認める場合には、会員は該当する月のデータ維持料の支払いを免除されるものとします。また、学生会員は入会時に書面そのほかの方法により当社へ届け出た卒業予定年月まで、データ維持料を免除されるものとします。①月づきの携帯電話・PHSのご利用料金をJCB LINDAでお支払いの場合 ②各月の本カードの約定支払額(本会員が約定支払日にお支払いいただく金額をいい、会員が約定支払日より前に繰上返済した金額は除外されます。)が1万円以上の場合

(ZLDKT777・20120331)